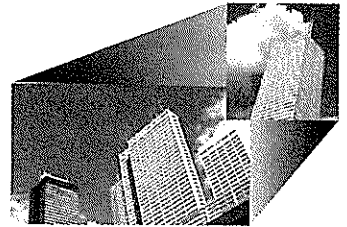


中小企業のための合併スキームの検討

税理士法人UAP
税理士・公認会計士
後 宏治



◆ Essence ◆

中小企業の関連会社間で合併を行う目的には、グループ内再編、財務リストラ等があるが、同時に節税や事業承継に与える影響を考慮して、全体として効率的な合併の実現を目指す必要がある。そのためには、税制適格要件、租税属性、財産評価属性等の諸要素を十分にプランニングに織り込まなければならない。プランニング時には、行為計算否認規定や財産評価基本通達総則6項の適用の可能性について慎重な判断が必要である。

Ⅱ 中小企業のM&Aと合併スキーム

1 中小企業におけるM&A

M&Aとは、Merger and Acquisitionの略語で、「M」はMerger (= 合併)、「A」はAcquisition (= 買収)を意味し、一般的には、会社の合併や買収・売却、営業譲渡等といった手法の総称をいう。

ここ数年、上場企業を中心とした日本企業が積極的にM&Aを行っており(注1)、M&Aは経

営手法としてすっかり定着した。

他方、最近では、中小企業が経営課題解決のためにM&Aを利用するケースが増加しており、たとえば、事業拡大のために異業種の中小企業同士がM&Aを行うケースや、後継者のいない中小企業が事業承継対策のためにM&Aを活用するケースが見られると指摘されている(注2)。

このような経済環境の下、平成18年5月に会社法制が整備・改正され、それにあわせてM&A法制及び会計基準や税務などの諸制度も新たに調整された。

もっとも、現在公表されているこれらM&A諸制度の活用事例は、もっぱら大企業を中心としたものであり、中小企業に係るものではない。そのため、中小企業がM&Aを実行するにあたり必要な留意点や実務上の工夫については必ずしも満足のいく情報が公表されているわけではない。

大企業とは異なる事情が中小企業にはあり、したがって、中小企業のM&Aには、中小企業特有の考慮すべき事項、大企業では考慮する必要がある事項でも中小企業では考慮する必要がない事項がある。

そこで、本稿では、中小企業のM&A、中でも重要度の高い合併に焦点を当て、①中小企業の合併スキームをプランニングする際に必要と

される要素は何かを明らかにし、次に、②合併スキームの活用がふさわしい中小企業の実務上の経営課題は何かを整理する。そして、③合併スキームの実務遂行上留意することは何かについて整理を行う。最後に、④今回の会社法改正により可能になった中小企業のM&Aスキームを取り上げる。

2 企業再編手法の一つとしての合併

会社法においては、①組織変更（会社法2二十六）、②吸収合併（同二十七）、③新設合併（同二十八）、④吸収分割（同二十九）、⑤新設分割（同三十）、⑥株式交換（同三十一）、⑦株式移転（同三十二）の7種類の組織再編行為が認められている。

一般に、企業グループ内での事業の移転などは、企業の再編と呼ばれる。企業グループ内に事業がとどまり、外部に売却されるわけではないため、買収とは異なる。

近年、グループ単位での事業展開を評価する動きが加速し、企業グループは、資金調達目的や機動的なグループ運営目的のために、事業を切り離し、又は、統合することが目立ってきた。会社法はこのような動きに対応して、基本的に自由に企業再編を行うことを可能とした。

合併は、合併法人が、消滅する被合併法人の権利義務の全部を包括的に承継し、被合併法人の株主に合併対価として合併法人の株式を割り当てることを特徴とし、他の手法に比べて包括的で簡便であることから、グループ内の事業を一つの会社に統合する有力な手段となっている。

なお、合併には、①2社以上の会社が一体化して新会社を作る場合（新設合併）と、②存続する会社が他の会社を吸収する場合（吸収合併）とがある。しかし、高額な登録免許税と営業の許認可や証券取引所の上場資格の消滅という理由から、実務上新設合併が実行されることは極めて少ない。

2 合併プランニングのポイント

中小企業が合併を行う場合には、当初の目的（＝後述する経営課題の解決）が実現できるかにつき事前のプランニングが必須である。十分なプランニングを行い、合併スキームを選択することの是非（他に選びうるスキームがないか）を判断し、同時に実行上の問題点を明らかにする。

合併等の企業再編は、会社法、企業会計、租税法のすべてが関係するため、これらを三位一体でとらえてプランニングを行わなければならない。

検討すべきポイントは次のとおりである。

1 資産の移転か事業の移転か

まとまった資産の移転、すなわち、事業又は会社全体の移転が必要なのか、個々の資産の移転で済むのかにつき最初に検討する。特定の資産だけを承継したい場合には、単純な譲渡で課題が解決することが多い。人の承継が必要な場合には、事業・会社全体の移転で行うか、面倒でも、個別資産の移転にあわせて従業員の転籍等の手続を踏むしかない。

2 対価が現金か株式か

移転資産の対価が現金か株式かを決定する。現金が必要な場合には、株式が対価となる合併の手法は選択できず、現金合併又は営業譲渡の手法によるしかない。その場合には、課税の繰延規定は適用できず、移転資産の譲渡損益が移転元会社に発生する。

3 許認可の有無と存続の可否

対象会社が営業の許認可を有し、その許認可が事後の事業継続において重要であるならば、「許認可が消滅する合併」スキームは採用することができない。吸収合併では被合併法人は消

滅してしまうため、被合併法人の有する許認可が合併により消滅するかそのまま引き継がれるかにつき、行政機関に直接確認する必要がある。そして、存続会社をどの会社にするか、許認可を残しながら目的を達成する手法はないかにつき検討する。

4 税制適格合併か税制非適格合併か

企業の移転で対価を株式とする合併の場合、一定の税制適格要件を満たせば、帳簿価額が引き継がれて法人において課税は発生せず、また、株主においても譲渡損益課税及びみなし配当課税は発生しない。

逆に非適格合併となると、移転資産の譲渡損益課税が生じ、さらに現金等を交付すると、株主において譲渡損益課税及びみなし配当課税が発生して、大きな税負担を強いられることが多い。

5 租税属性の移転形態

租税属性とは、資産の含み益・含み損、繰越欠損金、税務否認留保金、貸倒引当金などの個別税務項目の総称である。租税属性がそのまま移転するか、消滅・変更するかはその内容と各社の実態に応じて有利・不利が異なるので、どのような形で移転すれば税務上有利なのかを検討しなければならない。

各々の租税属性について、詳細な定めが法人税法に定められている。その基本的な考え方は、税制適格要件を満たせば租税属性はそのまま移転し、満たさなければ消滅ないしは実現により課税関係が発生するということである。

なお、後述のように、移転資産の含み損及び繰越欠損金については、特定資産の譲渡等損失額の損金不算入規定や青色欠損金の引継規定に従って、利用・引継ぎの可否が決定されるので留意が必要である。

関連会社間の合併の場合、租税属性が有利に引き継がれないと、合併実行の大きな制約にな

る。したがって、課税が生ずるような税務上不利な合併は実行されることがほとんどない。

6 財産評価属性の維持・変更

財産評価属性とは、相続税法において非上場株式の評価を行う場合に必要となる評価要素である。

具体的には、財産評価基本通達（以下「評基通」という。）に定められている諸事項をいい、その主なものは以下のとおりである。

- ① 同族株主・中心的同族株主の範囲
- ② 従業員数、業種、総資産価額、年間取引金額
- ③ 1株当たりの純資産価額（相続税評価額）
- ④ 1株当たりの配当金額
- ⑤ 1株当たりの利益金額
- ⑥ 1株当たりの純資産価額（帳簿価額）
- ⑦ 42%控除の可否
- ⑧ 株式保有特定会社、土地保有特定会社という会社区分

合併を行えば、一般に、株主構成が変わり同族株主が変化したり、資産規模や取引規模が大きくなったり、業種が変わる。また、合併の前後で対象会社の財務数値は大きく変わる。したがって、合併の前後で株式の相続税評価が大きく変化することになる。

中小企業が関連会社の合併を行う場合には、これら財産評価属性がどのように変化するか、また、結果として対象会社株式の相続税評価が高くなるかを確認しなければならない。

7 企業結合会計

中小企業の会計については、「中小企業の会計に関する指針」（平成17年8月1日 改正平成18年4月25日、日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会）が公表されており、中小企業が計算書類の作成にあたり拠ることが望ましいとされている。

中小企業が合併を行った場合の会計処理についても、「中小企業の会計に関する指針」に従うことが望ましい。

この指針によると、中小企業が関連会社との間で合併を行うことを前提にすれば、その会計処理は、通常、「共通支配下の取引等（親会社と子会社、あるいは子会社と子会社の企業結合などグループ内の組織再編）」に該当し、原則として、①合併法人は被合併法人の適正な帳簿価額をもって資産及び負債を受け入れる、②少数株主との取引は時価で株式等を測定する、③被合併法人の株主資本の各項目はそのまま引き継ぐ、という処理が要請される。

なお、会社法は合併に関する公正な会計基準や会計慣行の適用を前提とした上で、合併等組織再編に関する調整勘定となる部分（のれんの算定や株主資本の計算）について独自の規律を設けている点に留意が必要である。

合併におけるプランニングでは、上記1～7の要素を個別に検討しながら最適な合併スキームを採用することになる。

3 中小企業の経営課題と合併スキーム

中小企業の経営課題にはさまざまなものがあるが、合併を利用することにより解決する可能性があるものは以下のとおりである。

なお、以下に述べる経営課題は独立して存在するものでなく、例えば、2の(3)節税及び(4)事業承継は、その他の経営課題を解決する際にも、重層的に考慮が必要なものである。すなわち、各経営課題は、合併等の目的との関連において、程度の差はあれ、複合的に考慮されるべきものである。

1 グループ外企業との合併

グループ外企業との合併は、上場企業等の合併目的と同じように、外部の他社と統合することによるスケールメリットとシナジー効果を獲

得する目的でなされることが多い。中小の建設会社や小売店が合併することにより、売上の拡大等を目指す場合などに多く見られる。

また、債務超過となり企業存続の危機に陥った中小企業を他の会社が救済するために合併が行われる場合もある。メーカーなどの系列企業同士の合併などがその例である。

なお、最近増加しているのが、後継者難によるM&Aである（注3）が、この場合にはオーナーが引退後の資金を要求することが多いため、株式譲渡方式で行われることが一般的である。ただし、事例によっては、上場会社との間の株式交換又は合併により会社の売却が行われることもある。現在では現金合併が認められるようになったため、後継者難による合併が今後増加する可能性もある。

MBO（マネジメントバイアウト＝会社の経営陣であるマネジメントが、事業の継続を前提として、所有者から株式を取得して経営権を取得するM&Aの手法）による会社売却も一部で行われているが、この場合には株式譲渡後に受け皿会社との間で合併が行われる。

2 グループ内企業（＝関連会社）との合併

グループ内企業（＝関連会社）との合併は主として以下の目的で行われる。

(1) 持株会社化・グループ内再編

関係会社間の合併は、典型的には持株会社の下で、グループ各社が分離統合する過程で利用される。

優良会社グループでは、グループオーナーが関連会社として複数の会社を経営することがよく見られるが、最近では持株会社を頂点としたグループ経営を積極的に取り入れる動きが見られる。持株会社のメリットは、一般に、①全体を統合する戦略的な本社機能の獲得、②新規事業の立ち上げの速やかな実行、③柔軟でスピーディな他企業の買収、グループ化、④グループ

内各社への権限の委譲がしやすい、⑤柔軟な人事制度の導入、⑥後継者育成の場としての子会社の利用、等がある。デメリットとしては、①グループ内各社間の横の連携が困難、②管理コストの上昇等がある。

グループ内の組織構造は、時代の変化や経済環境に応じて柔軟に組み替えていく必要があるが、持株会社によるグループ会社経営では、合併や分割等の組織再編手法を用いて簡単に組替えができる点が魅力である。

(2) 財務リストラ

資金調達をスムーズに行うために、財務体質が健全なグループ内の会社が、財務体質が悪化した他のグループ内会社と合併するケースである。

グループ内の会社で財務体質が悪化して、資金調達が困難になる会社が存在すると、全体として資金調達コストが上昇するなど、資金調達上の不効率が生ずる。また、債権者である銀行等から問題会社の財務体質の改善や借入金の返済を求められる場合もある。

このようなときに、問題会社の財務体質を改善して、経営のスリム化を図る必要が生ずる。典型的には、親会社が不振子会社を救済するために合併が行われる。そのほかにも、各グループの実態に応じて、①不振親会社の子会社による救済、②不振子会社の他の子会社による救済、等が実行される。

財務リストラ目的の合併の場合には、後述する節税にも十分な注意を払う必要がある。節税額の大小がリストラの結果に直接結びつくからである。

(3) 節 税

節税は、(1)持株会社化・グループ内再編及び(2)財務リストラ目的で合併を行う場合に、常に考慮される副次的ではあるが非常に重要な目的の一つである。

節税とは、租税法規が予定されているところに従って税負担の減少を図る行為であり(注4)、節税を目的とすることも許される。なぜならば、「現代社会における合理的経済人の通常の行動として、仮に、租税負担を伴わないかあるいはそれが軽減されることなどを動機ないしは目的(又は、動機等の一部)として、何らかの契約を締結する場合には、その目的等がより達成可能な私法上の契約類型を選択し、その効果意思を持つことは、ごく自然なことであり、かつ、合理的なことである。」(注5)からである。

合併プランニングのポイントで述べたように、合併に伴い租税属性が移転・消滅・変更する。そこで、合併実行時に税負担が最小となるような手法を選択することは重要である。

節税のポイントは以下のとおりである。

- ① 合併法人の将来獲得利益(含み益の実現を含む。以下同じ)と被合併法人の将来赤字を相殺する
- ② 合併法人の将来獲得利益と被合併法人の繰越欠損金とを相殺する
- ③ 合併法人の繰越欠損金と被合併法人の将来獲得利益とを相殺する
- ④ 合併法人の含み損を合併後実現させ、被合併法人の将来獲得利益と相殺する
- ⑤ 合併法人の将来獲得利益と被合併法人の合併後に実現した含み損とを相殺する

プランニングの基本は①であるが、②及び③の「繰越青色欠損金」の有効活用、④及び⑤の「資産の含み損」の有効活用にも配慮する。

ただし、「繰越青色欠損金」には、被合併法人の繰越欠損金に対する引継制限(法法57③)及び合併法人の繰越欠損金の使用制限(法法57⑤)があり、「資産の含み損」には、特定資産(引継資産及び保有資産)に係る譲渡等損失額の損金不算入制限(法法62の7)がある。

(4) 事業承継

事業承継・同族支配権維持目的は、非公開の

中小企業特有の目的である。節税と同じく、非公開中小企業では副次的ではあるが非常に重要な目的の一つである。

前述したように、合併により財産評価属性は一般に変化するが、評基通には合併による財産評価の特則は設けられていない。したがって、合併後においても、原則として、通常の手順に従って、非上場株式の評価を行えばよい。ただし、合併直後数年は類似業種比準方式で算定することはふさわしくないという意見で代表されるような、合併直後の株価評価特有の考慮事項があるため、慎重に実行する必要がある。

事業承継目的で行う合併の具体的な主要事例は以下のとおりである。

ただし、以下に述べるのはあくまで一般論であり、合併により評価額が減少するかどうかはケース・バイ・ケースで各個別事案ごとに異なるため、有利不利は一概に判断できない。よって、合併等プランニングの段階で、事前に十分な長期及び短期のシミュレーションが必要である。

① 大会社化

大会社以外の会社同士が合併して大会社となり、類似業種比準価額で評価されることによりトータルでの評価額が減少することがある。

② 事業区分の変更

多角化している会社の事業を合併により取り込むと、合併後は全体の取引金額に占める業種目別の割合が変化することにより、類似業種比準価額算定上、有利な業種目区分に該当し、トータルでの評価額が減少することがある。

③ 純資産価額方式会社の類似業種比準価額方式会社への取り込み

一般に純資産価額のほうが類似業種比準価額よりも評価額が高いことから、オーナーが複数の会社の株式を保有し、一方が純資産価額方式で、他方が類似業種比準価額方式で評価される場合には、類似業種比準価額方式評価の会社に合併により統合することで、トータルでの評価

額が減少することがある。

④ 赤字会社・含み損会社の黒字会社・含み益会社への取り込み

利益金額、純資産価額等の財産評価属性が悪化することにより、類似業種比準価額及び純資産価額が低下し、トータルでの評価額が減少することがある。

この場合には、「繰越欠損金」と「含み損」の制限に該当しないよう、留意が必要である。

⑤ 株式保有特定会社や土地保有特定会社による異業種会社の取り込み

株式保有特定会社や土地保有特定会社は、純資産価額方式で評価されるため、一般にその評価額は高額になりがちである。このとき、異業種の会社と合併したことで、総資産に占める株式や土地の割合が減少し、株式保有特定会社や土地保有特定会社でなくなる可能性がある。その場合には、トータルでの評価額が減少することが多い。

ただし、課税時期前において合理的な理由もなく評価会社の資産構成に変動があり、その変動が株式保有特定会社や土地保有特定会社に該当する評価会社と判定されることを免れるためのものと認められるときは、その変動はなかったものとされる（評基通189）ことに留意が必要である。

4 関連会社間合併の留意点

1 行為計算の否認規定

関連会社間で合併を行う場合には、行為計算の否認規定の射程に十分注意することが必要である。

組織再編成に係る行為計算の否認とは、合併等の組織再編成によりその有する資産の移転若しくはこれと併せてその有する負債の移転を行った法人（移転法人）、当該資産の移転を受け、若しくはこれと併せて当該負債の移転を受けた

法人（取得法人）、又は移転法人若しくは取得法人の株主等である法人の行為・計算で、これを容認した場合には、法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、税務署長がその行為計算にかかわらず、その認めるところにより、法人税額等を計算することができる制度（法法132の2）をいう。同様な規定が、所得税法、相続税法等にも存在する。

関連会社間で合併を行う場合の目的の一つには節税があり、他方、課税庁は組織再編成を利用する複雑巧妙な租税回避を防止したいと考えている。

ここで、課税庁が想定している租税回避の具体例とは以下のようなものである（注6）。

- ① 繰越欠損金や含み損のある会社を買収しその繰越欠損金や含み損を利用するために組織再編成を行う
- ② 複数の組織再編成を段階的に組み合わせることなどにより、課税を受けることなく、実質的な法人の資産譲渡や株主の株式譲渡を行う
- ③ 相手先法人の税額控除枠や各種実績率を利用する目的で、組織再編成を行う
- ④ 株式の譲渡損を計上したり、株式の評価を下げるために、分割等を行う

以上はあくまでも例示であり、現在、どのようなスキームが行為計算否認規定適用の限界事例であるかについては明らかではない。

したがって、関連会社間で合併等の組織再編を行う場合には、課税庁に対し税目的以外の必要性を十分に疎明することが必要であると考えられる。

2 評基通総則6項

関連会社間で合併を行う場合には、評基通総則6項の適用範囲にも配慮することが必要である。

評基通総則6項とは、評基通の定めにより難

い場合の評価として、「この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する」と定められている規定である。

グループ内合併では、すくなくとも相続税法上損をしないような（すなわち、相続財産である非上場株式の相続税評価額が上昇しないような）長期及び短期のプランニングが必要である。しかし、合併後の非上場株式について評価通達の形式的な適用が不相当であるとされる場合があり、そのときには、非上場株式の相続税評価額が予想に反して不利になる可能性もある。

現在では、どのような事例が総則6項適用事例になるかにつき、明確なルールやメルクマールは存在しない。明らかな濫用事例と認定されれば、税負担の公平を欠くとして評基通以外の方法で非上場株式が評価される可能性もある。したがって、組織再編行為の経済的な合理性を疎明すると同時に、評基通の形式的な適用の結果だけでなく、その株式の「時価」そのものが変化したことを裏付ける資料等を準備することが必要となると考える。

3 合併比率の算定とみなし贈与(相法9)規定

関連会社間で合併を行う場合には、合併比率に厳格な公正さが必要とされる。合併比率が不公正であると、会社法上、株主総会決議取消訴訟（会社法831）や株式買取請求権（会社法785）の問題が生ずるほか、税務上、みなし贈与（相法9）の問題などが生ずる。したがって、実務においては恣意的な合併比率を定めないことが重要である。

ここで、みなし贈与とは、合併法人と被合併法人の株主間で合併を通して贈与を行ったとみなされる場合には、個人間であれば贈与税、法人が関与すれば法人税が課税されることをいう。すなわち、合併前の1株当たりの価値と合併後の1株当たりの価値を比較し、増加している個人等について他の個人等から贈与として価

値の移転が行われた部分について、贈与税等が課される(注7)。

そこで、同族グループ内で合併によるみなし贈与等の問題を避けるためには、以下の対策を行う必要がある。

- ① 各会社の評価を税法上妥当とされる評価額を基準として算定し、合併比率を厳格に算出する
- ② 株主構成比率を合併法人と被合併法人で全く同じにする

①の合併比率の算定が評基通等に従い適正に行われていれば問題はないが、連続した組織再編を行った場合等にはどうしても評価上の税務リスクは残ってしまう。なぜなら、合併にともなって会社規模が変化するなど財産評価属性が変化するが、連続して変化した評価属性をどのように扱うかという問題に対し評基通等は明確には答えを用意していないからである。

そこで、実務においては不透明な税務リスクを避けるため、②の対策が必要となるが、これが困難な場合には、被合併法人を合併法人の100%子会社にした後に吸収合併を行う工夫がなされるケースが多い。

5 新会社法と関連会社間合併

1 合併等対価の柔軟化

新会社法において注目される組織再編法制の改正事項の一つは合併等対価の柔軟化である。

新会社法においては、合併の対価が柔軟化され、存続会社等の株式の他に現金や親会社の株式等を交付することが認められることになった。このことを合併等対価の柔軟化という。

合併等対価の柔軟化により、現金合併(キャッシュ・アウト・マージャー)や三角合併が可能になった。

ここで、現金合併(キャッシュ・アウト・マージャー)とは、合併等対価として、合併会社

の株式ではなく金銭のみを交付する合併をいう。現金合併では、①合併の前後で株主の構成が変化しないため、会社の経営状況を維持したまま組織再編を行うことができる、②いったん被合併法人の株式を買い取って完全子会社化した後に吸収合併の手続を進めるといった手間やコストが不要になる、というメリットがある(注8)。

なお、三角合併とは、合併の対価として合併法人の親会社の株式を用いる場合の合併をいう。

2 スクイズ・アウト(少数株主排除)

中小企業の合併という視点で合併等対価の柔軟化の活用方法を考えると、事業承継目的や支配権維持目的で活用、すなわち、スクイズ・アウト(少数株主排除)としての利用が可能である。

例えば、後継者に承継させたい古くからの優良会社(A社)に将来仲違いが生じそうな少数株主が存在するケースにおいて、後継者が支配株主である会社(B社)を合併法人、古くからの優良会社(A社)を被合併法人として、現金合併(キャッシュ・アウト・マージャー)することにより、古くからの優良会社(A社)の少数株主を排除することができる。

この場合に、古くからの優良会社(A社)が譲渡制限会社であれば、株主総会の特殊決議が必要とされること、少数株主への合併対価を適正に算定する必要があること、及び、トラブルが生じた場合には、株主権の乱用として少数株主から差止請求される可能性があることに留意が必要である。

会社法の当該規定の施行日が2007年5月1日となっていることから、現金合併の利用は同日以降になされることになる。少数株主の存在により事業承継に支障が生ずる会社にとっては朗報であり、実務上大きなニーズがあるため、積極的な活用が見込まれる。

3 現金合併と税務上の留意点

合併対価柔軟化の現行税制の取扱いは、非適格合併となる。この点について、平成19年度税制改正で見直しがなされる予測があるものの、現金合併に関しては、実態として株式の譲渡にすぎないため、非適格合併のままの取扱いになるものと思われる。

ここで、留意すべきは、現金合併の場合の対価、すなわち、少数株式の買取価格である。

会社法上、反対株主の株式買取請求に基づく買取価格は「公正な価格」とされ、(会社法785①)、その算定では、合併等による企業価値の増加分の配分を考慮すべき(すなわち、合併によって生ずるシナジーを公平に配分すべきとの趣旨である。)と解されている(注9)。

この趣旨をふまえると、現金合併の場合の対価についても、企業価値の増加分の配分を考慮した金額になるべきものと解される。

そうすると、同族グループ内で行う現金合併

の場合でも、会社法上、合併後のシナジーを把握してその対価を算定しなければならないが、その算定された金額が税務上妥当なものと考えられるかどうかについては検討を要する。

すなわち、現金合併が非適格合併とされ、同族間で株式が譲渡されたとされると、同族間の株式の売買については、高額譲渡・低額譲渡等の税務問題が発生する可能性があるため、税務上の適正な価格での株式の譲渡が必要とされるが、現行の所得税基本通達や法人税基本通達の規定では、合併後の事情を考慮することが想定されていない。

したがって、実務上、税務上の適正対価と異なる対価を算定することが多くなるが、その場合には、利害が相対立する者間の売買であること、及び、その金額の算定についての合理性を十分に疎明することが必要となると考える。

(注1) 日本経済新聞社によると、日本企業が業績回復で膨らんだ資金を積極的にM&Aに投じ

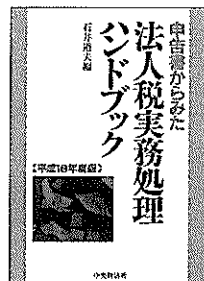
申告書からみた 法人税実務処理 ハンドブック【平成18年度版】

石井道夫 編

A5判・596頁 定価6,930円(税込)

平成18年度法人税改正に対応

■税務当局から見た誤りの多い申告書項目を掲げ、正しい記載例とチェックの方法を示す。18年度税法を織り込み、新設等された別表についても設例に従いわかりやすく解説。



中央経済社

た結果、国内企業による海外企業の大型買収案件が増えており、2006年1～6月の日本企業によるM&Aは前年同期に比べ、件数ベースで10%増加（1,409件）して半期ベースで過去最高となった。また、金額ベースでも15%増加（7兆3,000億円）となり、1件当たりの金額が過去最高となった。以上につき、NIKKEI NETの2005年7月2日記事を参照。

(URL:<http://www.nikkei.co.jp/news/sangyo/20060702AT2D3000Z30062006.html>)

(注2) 中小企業庁編『新会社法33問33答』33頁参照。

(注3) 従来、中小企業にとってM&Aはなじみの薄いものであったが、最近では未上場企業が関連するM&Aの件数は増加傾向にあり、事業承継の方法の一つとしても浸透してきてい

るとの指摘がある。事業承継協議会・事業承継ガイドライン検討委員会「事業承継ガイドライン」21～22頁。

(注4) 金子宏『租税法』128頁（弘文堂、第11版、2006）

(注5) 名古屋高裁・平成17年10月27日判決

(注6) 『平成13年度 改正税法の手引き』244頁

(注7) 監査法人トーマツ編『企業再編－リストラの法律・会計・税務（第6版）』123～124頁（清文社、2003）

(注8) 中小企業庁編『新会社法33問33答』32～33頁

(注9) 長島・大野・常松法律事務所編『アドバンス新会社法』676～677頁（商事法務、初版、2005）